

## 通学区弾力化制度に関する提言書

平成24年12月

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会

## 目 次

1 はじめに	• • • • 1
2 検討委員会の設置に至る経過	• • • • 2
3 検討委員会の開催状況	• • • • 3
4 通学区弾力化制度の今後のあり方に関する提言	• • • • 5
5 付帯意見	• • • • 5
資料	• • • • 7
検討委員会設置要綱	
検討委員会委員名簿	
検討結果整理表	
検討委員会における主な意見	

## 1 はじめに

通学区制度について文部科学省が「地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮」した運営を促すなか、松本市は「近い学校に通いたい」という児童・生徒らの声を受け、指定校よりも距離的に近い小中学校の選択を可能とする、いわゆる距離要件による通学区の弾力化を平成13年度から実施してきた。その際、自宅の位置する町会等で行われる地区行事への参加を求めるなど、地域の諸活動に支障を来さぬよう十分な配慮をしてきたにもかかわらず、主として町会運営に関わる方々から、通学区弾力化を再検討すべきではないかとの意見が少なからず聞かれるようになった。端的に言えば、少子化が進行するなか、他の通学区へ通う児童・生徒の増加が町会活動の阻害要因になっているのではないか、地域と学校の関係が希薄になる原因になっているのではないか、との意見だった。

このような状況の中で市議会は、教育民生委員会が事情調査に乗り出し、関係する諸団体との意見交換を行った結果、各町会はもとより関係する諸団体間での情報交換・意見交換が決定的に不足しているとして、関係者が一堂に会しての意見交換会および検討会を設ける必要があると結論づけた。これを受けて教育委員会が、関係各団体の方々が参加する「通学区弾力化制度検討委員会」を設置した。以上が、本検討委員会が立ち上がった経緯の概略である。

平成24年7月に初めてメンバーが顔を合わせて以来これまで、本委員会は毎月1回のペースで意見交換・議論を真摯に進めてきた。もちろん、現状がどうなっているのかを正確に理解することから始め、議論を進めるうえでは一切の前提を設けずに、精力的に意見交換しながら話し合ってきた。そこで検討結果をもとに、最終回となった12月14日の会合では、本委員会の考え方を提言書に集約して教育委員会に提出することになった。

会合を重ねる過程では様々な意見が出されたとはいえ、実は、メンバー全員が二つの点で一致していた。町会を単位とした通学区の設定が大原則だという認識がそのひとつであり、二つ目は、本委員会での話し合いが、より多くの市民が地域づくりへ目を向けるきっかけになって欲しいとの思いだった。全国的に地域社会が崩壊しつつあるなか、我々の生活の場である地域をどうすれば活性化できるのかの問題をそれぞれが念頭に置いて、距離要件での通学区弾力化という具体的な問題に取り組んだというのが正直なところだろう。

最終的には、今回が初めての見直し機会だったこともあり、距離要件にひとつの歯止めをかける必要があるとの結論に到達し、それを提言書に反映させることになった。こうしてまとめられた提言書に我々は、次のような付帯意見を付け加えた。すなわち、町会活動・公民館活動・育成会等の運営に携わる方々や教育関係者、そして保護者や一般市民等が、通学区の問題を含めて地域づくりについて意見交換する場を、今後は恒常的に設けて欲しいとの意見を加えた。それが検討委員会の総意だった。

松本の児童・生徒の教育と安全、そして地域と彼らの結びつきをどう深めるか、この問題により多くの皆さんのが関心を持たれるよう願う他ない。

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会

委員長 木村 晴壽

## 2 検討委員会の設置に至る経過

通学区弾力化制度検討委員会の設置に至る経過として、委員会が把握した概要是次のとおりである。

### (1) 制度の導入

松本市立小中学校の通学区域は、町会単位で設定され、同じ町会の子どもたちは、同じ指定校に通うことが原則となっている。しかし、通学区域の境界付近では、隣の通学区の学校の方が近い場合があり、この距離的な課題への対応が求められていた。

このため松本市では、国が示した「通学区の弾力的な運用に努めるように」との通知や、児童生徒及び保護者の要望、市議会の意見等を踏まえ、指定校よりも隣接通学区の学校の方が近い場合に指定校を変更することができる「通学区弾力化制度」を平成13年度に導入した。

### (2) 制度の効果

この制度の導入により、児童生徒は自宅から近い学校を選択することができるようになった。平成23年度に教育委員会が実施したアンケート調査の結果に表れているように、通学距離・時間が短縮されたことで通学時の安全性が確保されるという効果があった。

### (3) 地域からの問題提起

弾力化制度によって指定校を変更した子どもたちが居住地の地域行事に参加しない傾向があり、地域活動に支障が生じているとして、地域から制度の問題点を指摘する声があがった。

毎年1回、市と町会連合会が市政の課題等について懇談を行う「市政まちかどトーク」では、町会連合会から2年続けて（平成22年度、23年度）この点についての問題提起があり、制度の見直しが求められた。

### (4) 市議会からの提言

市議会教育民生委員会では、通学区の弾力化を平成23年度の調査研究テーマに取り上げ、その調査研究結果を基に、平成24年5月に市議会から「通学区弾力化に関する提言書」が市長及び教育委員会に提出された。

#### 市議会の提言要旨

- ・関係団体の間で制度に対する意見の相違があり、直接的な意見交換、情報の共有化が不足していると感じられる。
- ・弾力化から10年が経過し、制度導入の目的に沿った運用になっているか検証する場が必要である。
- ・学校、保護者、町会連合会及び教育委員会等の代表などで構成する検討委員会を設置し、時間をかけて議論を重ね、一定の方向を見出してほしい。

##### (5) 弹力化制度の検討

教育委員会においては、各方面からの意見や、制度導入後10年が経過したことを踏まえ、今後の適切な制度運営を検討するため、関係者による検討組織を設けることとし、本年7月17日に本委員会が設置された。

委員会は、松本市PTA連合会3名、松本市校長会2名、松本市町会連合会3名、松本市子ども会育成連合会1名、松本市公民館長会2名、有識者1名の計12名で構成された。

### 3 検討委員会の開催状況

会議は7月17日を初回として、ほぼ月1回のペースで開催され、関係団体を代表する各委員の率直な意見表明をもとにした意見交換から始め、回数を重ねるに連れて課題の整理、課題解決に向けた具体的方策へと検討を進め、最終12月14日の第6回委員会で提言内容を取りまとめるに至った。

学校、家庭、地域の連携による子育ての必要性は、各委員が共通して認める点であり、次代を担う大切な子どもたちのために、また、地域とのより良いつながりを築いていくためにどのような制度が適切なのか、本委員会での様々な意見を踏まえ、「通学距離を考慮した通学区の弾力化制度のあり方に関するここと」とされた委員会の所掌事項に集約される方向で検討が進められた。

各回の開催状況は次のとおりである。

検討委員会	主な内容
第1回 7月17日(火) 9:30~11:30 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員の委嘱</li><li>・委員長に松本大学総合経営学部 木村学部長、副委員長に内田公民館 演館長を選出</li><li>・通学区弾力化の概要について現状把握、質疑</li><li>・意見交換</li></ul> <p>初回であることを考慮し自由に意見表明、意見交換を行った。</p>
第2回 8月30日(木) 9:30~11:30 大手A会議室	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1回委員会の会議結果の確認</li><li>・指定校変更の状況等について把握、質疑<ul style="list-style-type: none"><li>①次年度の指定校変更申請状況(小学校)</li><li>②田川地区懇談会での意見</li><li>③信大附属松本小学校の状況</li><li>④児童館等の施設の状況</li></ul></li><li>・通学区弾力化制度の課題について意見交換</li></ul>

検討委員会	主な内容
第3回 10月4日(木) 9:30~11:30 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回委員会の会議結果の確認</li> <li>・指定校変更の状況等をもとに質疑               <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定校変更者の多い地域の状況</li> <li>②次年度の指定校変更申請状況（中学校）</li> <li>③里山辺地区懇談会での意見</li> <li>④県内他市の状況</li> </ul> </li> <li>・町会連合会が実施したアンケート調査結果の報告</li> <li>・通学区弾力化制度の課題と解決策について検討</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">「制度の廃止」または「このまま継続」という制度の存廃を決めるのではなく、行き過ぎがあるなら一定の基準を設け歯止めをかけるという方向性が確認された。</p>
第4回 10月25日(木) 9:30~11:30 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回委員会の会議結果の確認</li> <li>・指定校変更の状況等をもとに質疑               <ul style="list-style-type: none"> <li>①次年度指定校変更申請者の通学距離の状況</li> <li>②町会別の指定校変更者の状況</li> <li>③他市における通学区弾力化制度の見直し事例</li> </ul> </li> <li>・通学区弾力化制度の課題と解決策について検討</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">「在住地の地域行事には積極的に参加する」という申請時の誓約が守られていないことが指摘された。 新たな距離要件を設け、指定校変更をある程度制限する方法が委員から提案され、内容を議論した。</p>
第5回 11月22日(木) 9:30~11:30 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回委員会の会議結果の確認</li> <li>・通学区弾力化制度の見直しについて検討</li> <li>・地域活動における課題解決に向けた取組みについて検討</li> <li>・検討委員会の提言方法について検討</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">指定校までの距離が、一定の範囲を超える場合のみ指定校変更を認めることとする距離要件の設定について議論した。また、委員会の検討結果は、提言書として教育委員会に提出することとした。</p>
第6回 12月14日(金) 10:00~11:30 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回委員会の会議結果の確認</li> <li>・提言書の内容について協議</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">通学距離が近いことを理由とする指定校変更の制度に、新たに距離要件を設け、制限を加えることを骨子とする提言内容を協議、決定した。</p>

#### 4 通学区弾力化制度の今後のあり方に関する提言

松本市の通学区域については、指定校までの通学距離が遠い地域が存在する現状にあり、教育委員会が実施したアンケート調査によれば、児童生徒及び保護者の多くが制度の継続を望んでいる。一方、各地区の町会長からは、通学区の弾力化が子どもたちの地域活動に影響を及ぼしており、地域づくりの観点からも行き過ぎた弾力化は是正すべきであるという意見も出ている。

本委員会においては、通学の安全性確保という面からも、制度そのものを廃止することは妥当でないとされたものの、制度の運用には何らかの見直しが必要であろうとの共通認識が形成された。

その結果、指定校までの通学距離が一定の範囲を超える場合に限り指定校の変更を可能とするのが妥当であろうとの結論に達した。具体的な距離数の設定に関しては、児童生徒にとって片道30分以内の通学時間が望ましいとの共通認識に基づき、児童生徒の平均的歩行速度を勘案した。

以上の状況を踏まえ本委員会は、制度の見直しについて次のとおり提言する。

なお、制度の運用に際しては、付帯の意見を十分に尊重されるよう要望する。

- (1) 指定校への通学距離が小学校で1.5km、中学校で2kmを超える場合に限り、通学距離要件による指定校変更を可能とする。
- (2) この距離要件を満たさない場合であっても、入学時に兄、姉が隣接校に在学している場合には配慮する必要がある。
- (3) 小学校時の友人関係等を理由とする中学校の指定校変更は特段の理由がない限り認めず、教育的配慮は限定的に運用すべきである。
- (4) 新たな基準による制度運用は、可及的速やかに実施すべきと考えるが、保護者への周知期間や学校運営に配慮して、平成26年度に新たに指定校を変更する児童生徒（平成25年度受付分を含む。）から適用されたい。

#### 5 付帯意見

検討過程で本委員会構成員の共通理解となったのは、制度の見直しだけでは地域で起こっている問題を解決することはできない、という考え方だった。したがって本委員会は、総意として提言に併せて次の意見を付し、課題解決に向けた今後の取組みを要望するものである。

- (1) 今回の提言は、平成13年度の制度導入以来、初めての見直しを求めるものであるため、見直し後の状況を早い時期に検証することが必要である。

- (2) 制度の運用については、状況の変化に十分配慮し、定期的な検討が必要である。
- (3) 今回の見直しは、距離要件を満たすことで指定校変更を自動的に認めるものではないことから、指定校への通学という基本原則を踏まえた制度の運用に努力されたい。
- (4) 地域で起こっている問題の解決、あるいは地域づくりを進めるためには、より多くの市民の参加が不可欠であり、「学校と地域」についても関係者が意見交換をしながらともに考える場を恒常的に設ける必要がある。
- (5) 地区ごとの人口動態等の変化もあるため、通学区域見直しについて将来的な検討を視野に入れる必要がある。ただし、通学区域の見直しにあたっては、地域コミュニティーのまとまりにも配慮し、地区の分断につながらないよう検討されたい。

## 資料

検討委員会設置要綱	• • • • 8
検討委員会委員名簿	• • • • 9
検討結果整理表	• • • • 10
検討委員会における主な意見	• • • • 12

## 松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）への通学に係る距離を考慮した通学区の弾力化制度（以下「弾力化制度」という。）の今後の適正なあり方を検討するため、松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 弾力化制度のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) P T A関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 町会関係者
- (4) 子ども会育成会関係者
- (5) 公民館関係者
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成24年7月17日から施行する。

松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会委員名簿

区分	氏 名	性別	団体及び役職名	備 考
有識者	木村 晴壽	男	松本大学総合経営学部 学部長	委員長
P T A	横内 和子	女	松本市 P T A 連合会 会長	
	三澤 謙一	男	松本市 P T A 連合会 副会長	
	的場 久仁男	男	松本市 P T A 連合会 副会長	
学校	滝澤 悅二	男	松本市校長会 旭町小学校長	
	五十嵐 一雄	男	松本市校長会 開成中学校長	
町会	中原 信一	男	松本市町会連合会 会長	
	太田 尚行	男	松本市町会連合会 副会長	
	大澤 好市	男	松本市町会連合会 副会長	
育成会	宮林 孝子	女	松本市子ども会育成連合会 会長	
公民館	濱 宗次	男	松本市公民館長会 内田公民館長	副委員長
	古市 昭太郎	男	松本市公民館長会 北部公民館長	

計 12名

検討結果整理表（その1）

通学区弾力化制度の見直しについて	
課題とされてい る事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定校変更者数の増加</li> <li>2 通学距離が指定校と大差ない場合も認めている</li> <li>3 距離基準を設けた運用の必要性</li> <li>4 小学校時の指定校変更者について、距離要件に該当しない中学校への指定校変更を認めていること</li> </ol>
主な意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通学距離が長い児童生徒に配慮し制度は存続</li> <li>2 何らかの歯止めが必要であれば、距離的な制約を設けるなど、制度の運用方法を見直すことが現実的</li> <li>3 子どもたちや保護者への影響を考慮し最小限の見直しにすべき</li> <li>4 定期的に制度の検証及び見直しをしていくことが必要</li> <li>5 小学校から引き続き中学校の変更を無条件に認めるのはやめ、教育的配慮は限定すべき</li> <li>6 制度を変えるのであれば、早めに適用すべき</li> </ol>
弾力化制度の見 直し案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通学距離による指定校変更の許可要件 指定校への通学距離が小学校 1.5 km、中学校 2 km を超える場合のみ近い学校への指定校変更を認めることとする。</li> <li>2 「兄弟関係」「友人関係」の取扱い             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入学時に兄、姉が在学している場合 保護者負担に配慮し、同じ学校への指定校変更を認める。</li> <li>(2) 小学校時の友人関係を理由に、中学校の指定校変更を希望する場合 教育的配慮は限定し、特別な理由がない限り認めない。</li> </ol> </li> <li>3 見直し後の制度の適用時期             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適用開始年度 平成 26 年度から適用する。</li> <li>(2) 平成 25 年度指定校変更者の取扱い 平成 25 年度の指定校変更者には適用しない。</li> </ol> </li> </ol>

検討結果整理表（その2）

地域活動における課題解決に向けた取組みについて	
課題とされてい る事項	1 子どもたちの地域行事参加 2 地域に根付いた子どもの育成 3 地域社会が担う教育に関する保護者の意識改革
主な意見	1 他校に通う子どもたちが行事に参加しない（参加しにくい） 2 地域行事参加の誓約が守られていない 3 保護者間の融合が難しく両者の話し合いがうまくいかない 4 指定校通学者であっても行事に出ない子どもは多く、町会未加入世帯もあることから、大人への対処が必要 5 保護者に町会という意識がなく、まずその意識改革が必要 6 魅力ある地域づくりが必要 7 学校が違っても地域で集まる場所、機会が必要 8 「学校と地域」について関係者が共に考える場が必要
取組み案	課題解決のためにそれぞれの立場で、または連携して取り組むべき対応策として
PTA	1 地域と家庭、地域と学校の連携の重要性について保護者の再認識を促す取組み 2 町会内で別々の学校に通学しているPTA両者の話し合い
学校	1 学区外通学者が在住地の活動に参加できる仕組みづくり (子ども会組織、両PTAの調整等) 2 子どもたちへの地域活動参加の指導、保護者への啓発 3 魅力ある学校づくり
町会	1 各家庭に対する町会活動の発信 2 別々の学校に通学しているPTA両者間の調整と連携 3 魅力ある地域づくりと、大人の意識を変えていく取り組み
その他	1 学校の枠を越えた子どもたちの交流の場、機会の確保 2 育成会、公民館等の関係団体の連携
教育委員会	1 地域行事に参加するという誓約遵守の指導と許可の厳格化 2 保護者の意識改革

検討委員会における主な意見

発言者	地域活動における制度の課題について
町会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他校に通う子どもたちが地域の行事に参加しない。</li> <li>・子どもたちが地域で育っていかないと、地域の担い手が育たず、町会役員のなり手もなくなる。</li> <li>・地域に根付いた子どもの育成が必要である。</li> <li>・学校、地域、保護者の三位一体の子育てが大事。</li> <li>・学校と地域の連携を強化し、地域力を生かして子どもを育てる体制づくりが必要である。</li> <li>・地域と学校はセットで考える必要がある。</li> <li>・特に小学生は1校に通うことが望ましい。</li> <li>・通う学校が分かれると、保護者の融合が難しい。</li> <li>・通学区が分かれている地域では、町会活動での住民の一体感に欠け地域参加、活性化に影を落としている。</li> <li>・地域コミュニティーを維持していくためには、子どもの頃の人間関係が重要である。</li> <li>・保護者の町会やコミュニティーへの意識があれば、これは本来問題にならないことである。PTA、保護者に改革していくってほしい。</li> <li>・通学の安全性を考えた場合には、町会単位の指定校で町会が見守つていく体制作りをしていけばクリアできると考えている。</li> <li>・学校、地域、公民館と一緒に「学校と地域」について考える場を設置したい。</li> </ul>
PTA連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、地域、家庭の三位一体の子育ては同感である。</li> <li>・親としては安全に学校に通わせたい。京都での事故のこともあり、通学の安全を願わない親はいない。</li> <li>・危険な交通事情の中で遠くまで通わせるのは心配であり、配慮が必要。</li> <li>・小学校でも指定校まで遠い所があり、指定校だけというのは賛成できない。</li> <li>・親の思いが多様化し、PTAとして保護者全体の意思統一は困難である。</li> <li>・行事参加に対しては親の考えが大きく、指定校に通っていても行事に参加しない子どももいる。</li> <li>・弾力化もさることながら、町会に加入しない世帯もあり、まず大人への対処が必要ではないか。</li> <li>・弾力化が全ての原因とは言えない。地域の活性化には、もっと根本的な問題があるのではないか。</li> <li>・魅力あるまちづくりの工夫や親の意識を変えていく活動が必要。</li> <li>・大半の家庭は町会活動に参加しており、地域を思わないから学校を変えているのではない。</li> <li>・一部の地域では問題があるかも知れないが、あたかも市全体の問題のようになってしまっている。</li> <li>・世代が変わると地域の成り立ちや流れが分からなくなるので、地域から保護者に伝えていってほしい。</li> </ul>

発言者	地域活動における制度の課題について
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が近いことは良いことであるが、保護者は子どもを通して結びつきができるので、どちらにでも行けるというのはいかがか。</li> <li>・違う学校が違っても、子どもたちが集える場所（児童館等）があるかどうかがポイントとなる。集える場所が地域で育てる一つの材料となるのではないか。</li> <li>・附属小の子どもたちが地域でどのように活動し、育っているのかといふことも参考になる。</li> </ul>
育成会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成会では、学校、町会の区別なく行事を行い、良い結果が出ているが、町会では苦労している状況がある。</li> <li>・保護者に町会という意識が薄い。弾力化の問題というより、まず保護者の意識改革が必要ではないか。</li> <li>・子どもたちが他地区で活動する場合、費用負担の問題が生ずる。</li> <li>・地区P T A、町会、育成会などで話し合う場が必要である。</li> <li>・学区外の子どもは必然的に他町会の子ども会に入ることになり、居住地の行事になかなか参加できない。</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館の活動では、学校の枠を越えた交流ができている。</li> <li>・小学生は親の意向、中学生は部活も一つの原因になっているのではないか。</li> <li>・近い学校に通わせたいというのは親にとっては当然だが、その線引きをどうしていくかが問題。</li> <li>・目の前のことだけでなく、将来的な地域づくりを見据えた対応が必要である。</li> <li>・各団体が子どもたちの行事や育成に取り組んでいるが、横のつながりが少ない。市が進める地域づくりの中で、課題として取り上げていってほしい。</li> <li>・子どもたちの地域活動については、関係者による検討の場を設けていけば解決していくのではないかと思う。</li> </ul>

発言者	制度の見直しについて
町会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制もなく近ければ全て許可するのは、制度の大きな問題である。</li> <li>・行き過ぎた弾力化の是正が必要である。</li> <li>・町会単位で同一の指定校という原則は崩さないこと。</li> <li>・指定校までの距離だけでなく、希望校までの距離の差の要件を加え許可範囲をさらに縮小すべき。</li> <li>・今回の見直し案では、問題が大きいとされている里山辺地区の解決にはつながらない。</li> <li>・距離的な要件だけでなく、地域づくりについても総合的に判断すべき。</li> </ul>
P T A 連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の制度は基本に据え、それをうまく運用していくことが大事。</li> <li>・要件の見直しや運用の仕方を改善していくことが、問題解決の一つの方法ではないか。</li> <li>・単純に距離の基準ばかりではなく、道路事情も考慮すべき。</li> <li>・今回は初めての制度の見直しであり、今後、必要であれば改善していけばよいのではないか。</li> <li>・行事参加の誓約を守れないのであれば、指定校変更を許可しないような取扱いにしたらどうか。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正による保護者や子どもたちへの影響に配慮し、最小限の見直しとしてほしい。</li> <li>・制度ばかりでなく、ソフト的な部分を並行して考える必要がある。</li> <li>・最近は不審者の問題もある。なるべく近い学校に行けるような見直しとしてほしい。</li> <li>・中にはもっと遠い所から通っている子どももいるが、小学校低学年にとって片道 1.5 kmは時間にして 30 分、往復 1 時間であり、学校生活においてはこれが限界だと思う。</li> <li>・友人関係を理由に中学校の変更を全て認めるのはいかがなものかと思う。教育的配慮は限定すべきと考える。</li> </ul>
育成会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定校との距離の差も考えたが、今回は指定校までの距離要件のみとし、必要であれば今後見直しをしていくことでどうか。</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の見直しは、分かりやすく簡単な中身にした方が良い。</li> <li>・近ければ簡単に指定校変更できるという風潮が保護者の間にある。町会単位という基本的なベースがあれば、指定校までの距離要件を設けるという見直し案で良い。</li> <li>・制度を見直すのであれば、早く適用するようにとの意見がある。</li> </ul>
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域自体を全市的に見直していく必要があるのではないか。</li> <li>・通学区域の見直しに至るまでの間、どうするかが問題である。</li> </ul>